

調停当事者にどう向き合うか

入江, 秀晃
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/7358367>

出版情報 : 調停会報ふくおか. 72, pp.6-11, 2025-03-31. 福岡調停協会連合会
バージョン :
権利関係 :



令和6年度 福岡調停協会連合会大会 記念講演

－令和6年9月13日－

調停当事者にどう向き合うか

講師 いり え ひで あき
入江 秀晃 氏

九州大学大学院法学研究院 教授

1. はじめに

本稿では、2024年9月13日に福岡で行った福岡調停協会連合会大会での講演のポイントを紹介する。構成順序は、講演とは異なるがご容赦願いたい。

結論を簡潔に述べれば、下記ようになる。

- ・現代は、調停人と当事者の価値観の一致を想定しづらい社会であり、説得型調停ではなく、対話型調停の取り組みが求められている。
- ・対話型調停を実現するための調停トレーニングは、話し合いのプロセスに構造を与えるための専門的な訓練を目的とする。その、核心部分は自己理解を深める点にある。
- ・対話型調停の考え方のエッセンスは、日本の調停論の歴史の中に実は息づいている。たとえば、穂積重遠、三宅正太郎の調停論にはそれぞれ現代性がある。また、近年の東京家裁面会交流調停モデルは、対話型調停の理念で構成されている。

- ・家庭裁判所の家事事件への関与について、2024年の共同親権法の公布と付帯決議を考慮に入れば、抜本的な見直しを必要としている。

2. なぜ、対話型調停が重要なのか

(1) 説得型調停と対話型調停

調停手法には、主に「説得型調停」と「対話型調停」の二つのアプローチが存在する。これらの手法は、その目的と手順において顕著な差異を示している。

説得型調停は、「よく聞き、よく考え、よく説く」というプロセスを基本とする¹。この手法では、調停人が中心的な役割を果たし、事案を評価した上で得た結論を当事者に提示する。この過程において、調停人は事実関係の把握に重点を置き、客観的な情報の収集と分析を優先する。当事者から表出される感情的な要素に関して、「ガス抜き」は必要と考えるが、解決内容には直接的には影響を与えないものとして扱う。調停人は収集した事実を法的規範に照らし合わせ、裁判所での判断

¹ 高野耕一『家事調停論（増補版）』（信山社・2012年）、日本調停協会連合会研修委員会家事部会『調停委員必携：家事[第5版]』（日本調停協会連合会・2009年）などで、説得型の調停が、調停手続の基本的進め方であるとする。

を予測することで、解決への道筋を示す。

一方、対話型調停は、当事者の主体性を重視するアプローチである²。この手法では、調停人は当事者が自ら話し合い、解決策を選択できるよう支援する役割を担う。対話型調停の特徴は、まず当事者それぞれのナラティブ(物語)を傾聴し、相互理解を促進することにある。ここでは、当事者の感情表現は単なるガス抜きではなく、潜在的なニーズ、利害、不安、懸念などを示す重要な手がかりとして扱われる。調停人は、両当事者のニーズが満たされ、かつ社会的に受容可能な解決策を探る過程を導く。

これら二つの調停アプローチは、調停人の役割、事実と感情の扱い方、そして解決策の導出方法において対照的な特徴を有している。説得型調停が調停人の専門性と判断に重きを置くのに対し、対話型調停は当事者の自己決定と相互理解を重視する。

(2) 説得型調停の限界と対話型調停の必要性

説得型調停が機能するのは、当事者と調停人の価値観が共有できている場合である。その場合には、人生経験に勝る調停人が適切な解決案を発見し、当事者がそれを受容するように促すことで効率的な解決を図ることができる。しかしながら、現代においては、当事者と調停人で価値観を共有することが困難である状況が増えている。典型的には、離婚時

の家事調停だが、調停人が経験した家庭生活、夫婦関係、勤務実態、育児方法などが現代の当事者のそれらとかなりの程度異なっている。調停人が見いだした解決案に当事者が納得を見いだす可能性が低くなっているのである。特に、面会交流に関して、社会の中で拡がり始め、裁判所も積極的になったのは2000年代の半ば以降と、新しい現象である。調停人の自らの経験が生きる可能性は限定的と言わざるを得ない。

他方、対話型調停は、当事者の自己決定を支援する形で手続を進める構造を持つ。対話型調停は、一見したところ、法律を直接適用するわけでもなく、誰にでも簡単にできるように受け取られがちである。傾聴が重要などと強調するだけで、そのためのシステムチックな研修を持たない日本の裁判所の現行でのやり方は、筆者からすれば不十分である。確かに、トレーニングなしでも多くの人は傾聴的な聴き方がある程度実現できるし、一部の人はほぼ実現できている。しかし、きちんとトレーニングのシステムを整備し、その構造を理解するとともに、適切な技法を習得するための機会を提供すれば、機関として提供できる手続の質は格段に向上する。世界的に見れば、こうした調停人養成のトレーニングのシステムを整備することは一般化している³。日本社会だけがそれを頑なに拒んだとしても得られる利益は乏しく、そのコストは大きい。

² 対話型調停に関しては、筆者によるもの、レビン小林久子教授によるものなどを参照されたい。たとえば、以下を参照。入江秀晃「調停技法」小泉道子編『ADRを利用した離婚協議の実務』(民事法研究会・2024年)71-110頁。入江秀晃「対話型調停と新しい法務 企業法務のための調停技法講座(1)」JCAジャーナル70巻3号(2023年)7-11頁。レビン小林久子『解説同席調停—その流れと技法—』(日本加除出版・2011年)。

³ 下記の世界銀行のレポートによれば、コモンローの国だけでなく、シビルローの国においても、40時間やそれ以上のトレーニングが制度化されている。ALEXANDER, Nadja, & STEFFEK, Felix (2016) Making mediation law. <https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/899611503551941578/making-mediation-law>

日本では調停制度の運用には、歴史と実績があり、その改革には抵抗が生じうるが、他国の実践に学ぶ謙虚さと柔軟性が求められていると筆者は考える。

3. 調停トレーニングの核心は調停人の自己理解を深める点にある

調停トレーニングを構成する二つの要素とは、調停の進め方についての定石と、調停人自身の自己理解である。

調停の進め方の定石を学ぶとは、対話型調停の構造を学ぶことに他ならない。対話型調停で目指す手続とは、当事者が自ら語り（ボイスを持ち）、自ら選択する（チョイスを持つ）プロセスである。調停人は、当事者が語り、選択する話し合いの場面をしつらえる役割を持つ。調停トレーニングは、その役割を果たすための進め方の習得を目指す。

たとえば、話し合いの開始のあいさつはどのような点に心がけて、具体的にどのような言葉を使って、当事者に語りかけるかを練習する。傾聴において、開かれた技法や言い換え（パラフレイズ）のような技法をどう活用するのか、課題（イシュー）をどのタイミングでどのように整理・提案していくのか、といった内容について、具体的な設例を活用しつつ、調停人の立場で学んでいくのである。こうした技法を練習し、ひとつひとつの技法が持つ意味を理解した上で、調停ロールプレイを行う。一連の技法を相互に関連づけつつ、具体的な現場での活用可能性を考える機会が与えられるのである。こうした研修には、たとえば40時間程度といったまとまったカリキュラムとして与えられる。

なぜこのようなまとまった時間を要するかといえば、臨床現場における無意識的な関わ

りを含めて、自己理解を深める必要があるためである。トレーニングにおいて重要なことは、臨床現場を観察する認知能力、メタ認知能力がある。自己理解を深める訓練が重要である。自己理解を深めるとは、「……となるべき」といった理想像を獲得しようとするのではなく、むしろ、自分の中に起きてくる様々な感情、欲求などにフタをせずに受け止める練習を行う。抽象論としてのべき論を知るのではなく、現場に放り込まれたとき、自分はどうか反応するかを研究するという姿勢での訓練が行われる。従来は、こうした技法研修への理解が浅く、調停人は人を得ることが重要だとか、既に十分な研修が行われているとか、「やらない理由探し」的な言説が強かった。しかし、調停を利用した人々の失望を放置しては、裁判所の手続が人々から見放されるだけである。先人達の努力によって作られた日本の裁判所の調停の良き遺産を食いつぶすことなく、変えるべきことを変える勇気を持つことが今求められていると、筆者は考える。

4. 調停の理論と技法を学ぶとはどういうことか

講演においては、介護事業を行う会社のある事業所でスタッフが顧客の持ち物である花瓶を壊してしまったというシナリオを用いて、参加者からの意見を聴きつつ説明を行った。このシナリオを用いた支援技法に関する説明は別稿に詳述した⁴。ここでは要点を述べると、以下のようなになる。

- ① 思いつきを口にしない。解決案を見立てることはあって良いが、見立てを確認するよりも先に、当事者のストーリーを受け止めつつ、当事者や登場人物そ

⁴ 入江秀晃「法律専門職にとっての支援リテラシー」月報司法書士632号（2024年）15-23頁。

それぞれの心配や意向などのニーズを知ろうとする。

- ② 標準的な正解ではなく、個別的に次の一手を考える。つい一般的な方式・標準的な方法に当てはめて正解を探そうと考えがちだが、当事者のニーズや置かれた環境の個別性にむしろ着目し、個別的に最善の方策を探す思考で関わる。ここでは、法学のアンラーンが必要になる。
- ③ リソースや強みに着目する。個別的に思考する具体例として、リソースや強みに着目すると良い。一般的には成り立たなくとも、当事者にとって活用可能なリソースや強みを頼る解決でも良い。
- ④ 感情はガス抜きのために聴くのではなく、当事者のニーズを探す手がかりとして受け止める。事実関係の聴き取りは重視するが、それ以上に当事者のニーズを重視して聴き取りをする。感情的な表現やこだわりは、当事者ニーズを指し示す手がかりになると考える。
- ⑤ 支援者としての調停人自身の状態に意識を向ける。たとえば一方当事者に対して嫌悪感を持っていることに気づく点を重視する。当事者に対して嫌悪感を持つべきでないなどとは考えない。嫌悪感を持ってしまった相手に対して、むしろ自分がその人物を理解できていない可能性を考え、その人物にもう少ししっかりと話をしてもらう機会を作るといった方向で関わる。
- ⑥ 支援プロセスを対話型に構造化する。当事者に、話をしてもらい(ボイスを

持ってもらい)、選んでもらう(チョイスを持ってもらう)ために、セッションを構造化する。はじめの挨拶で丁寧に手続の目的を理解してもらい、話し合い方への合意を取り付け、話し合いへの期待感を高める。次に、当事者間の相互理解を促進するために、それぞれの当事者のストーリーを受け止める。その上で、解決案になりうる選択肢を整理し、両当事者が気に入り、社会的にも許容される(公序良俗や強行法規にも反しないなど)解決案を探していく。

5. 対話型調停のエッセンスは、古くから日本の調停論の中に実は息づいている

日本の裁判所における調停論には、説得型だけがあったわけではなく、むしろ古くから対話型の考え方もあった。

日本で最も古い調停法のテキストと思われる穂積重遠「調停法」(1929年)では、「調停の秘訣」として、調停は裁断のための手続ではないのだから、軽々しく是非の判断を下してはならないと述べている⁵。穂積重遠は、関東大震災後のバラック建ての仮小屋をめぐる調停において、借家人の住みたい気持ち、大家の住む場所を貸したい気持ちに焦点を当てて調整すると良いという議論を展開しているが、これなどは対話型調停の理念に適合的と言っても良い⁶。

あるいは、三宅正太郎による「調停法」(1938年)においては、「徒に事務的に墮するとなると、その結果はまことに寒心に堪へない」として、素人調停人が安易に効率的な進行を求めることを厳に戒めている⁷。迅速

⁵ 穂積重遠「調停法」『現代法学全集』(日本評論社・1929年)225-290頁。

⁶ 穂積重遠「大震災と借地借家調停法」法学協会雑誌42巻5号(1924年)917-943頁。

⁷ 三宅正太郎『調停法』(日本評論社・1938年)。

化が求められているなどと言って、効率ばかりを優先するよりは、誠実で丁寧に向き合い、当事者と調停人が一緒に手作りで手続を作っていく大切さを述べている。

さらに、近年の東京家裁の面会交流調停モデル⁸は、対話型調停の理念で構成されたものと言ってよい。当事者に働きかけを行って、当事者からの合意を取り付けつつ、「円環的に」調停を前に進めようとする考え方は対話型調停そのものである。このモデルへの切り替えの方向性は、筆者としても賛成している。ただし、当事者に働きかけを行って、当事者からの合意を取り付けつつ、手続を進めていくことは容易ではない。技法に習熟できるようなトレーニングシステム整備が求められていると考えられる。

6. 2024年の共同親権法の公布と付帯決議

講演の中心テーマは調停人として当事者にどう向き合うかという実践的内容を中心としたが、家庭裁判所の改革という政策的課題⁹についても若干触れた。

2024年に改正民法が成立し、いわゆる共同親権法が公布された。同法の立法においては、法制審議会、参議院、衆議院それぞれにおいて家庭裁判所や児童福祉行政の機能強化などに関する付帯決議がなされた点が注目される。

筆者が考える具体的な家庭裁判所改革のメニューは以下の通りである。

- ① アセスメント能力の向上。家族間の紛争や子どもの福祉に関わる複雑な事案

を適切に評価し、最適な介入方法を選択するため、アセスメントツールの開発と導入、専門スタッフの増強が不可欠である。すべての調停事件を一律に効率的に〇回以内の期日でとか、1期日当たりの時間を制限するというより、適切に仕分けを行って、メリハリのあつる実務を目指すべきである。

- ② 調停技法のトレーニング制度化。調停人の質的向上は、家裁の紛争解決能力を直接的に高める要因となる。調停人就任時に提供する標準化されたトレーニングプログラムと、定期的なスキルアップデートの機会提供により、調停の質と効率の向上が期待される。
- ③ 高葛藤カップルへの継続的関与。離婚後も続く対立が子どもに与える影響を考慮し、必要に応じて長期的なフォローアップを行う体制の構築が求められる。この継続的関与により、再発する紛争の早期発見と適切な介入が可能となる。
- ④ 児童相談所等の行政機関や、面会交流支援を行う民間団体との連携強化。家裁を中心としつつ、多機関連携のネットワークを構築することで、より包括的で効果的な支援体制の確立が可能となる。旧家事審判法にもあつた社会福祉機関との連携について、現代的に意味を見直し、実質化する。

また、司法は行政における改革とも連動する必要がある。特に、面会交流支援の全国的インフラ整備が必要である。親子の交流を支

⁸ 細矢郁「講演録 面会交流調停の新しい運営モデルについての理解を深めるために」ケース研究2021巻1号(2021年)92-147頁。村井壯太郎「東京家庭裁判所における面会交流調停の新しいモデルについて」ケース研究2020巻2号(2020年)91-116頁。

⁹ 入江秀晃「私論・家事調停改革の方向性」二宮周平編『離婚事件の合意解決と家事調停の機能 韓国、台湾、日本の比較を通じて』(日本加除出版・2018年)309-332頁。

援する体制を全国規模で構築することで、地域間格差の解消と支援の質の標準化が図られる。これは、子どもの福祉を最優先する観点から極めて重要な施策といえる。

さらに、民間ADR（裁判外紛争解決手続）との健全な競争関係の構築の観点も重要である。家裁の機能強化と並行して、民間ADRの活用を促進することで、紛争解決手段の多様化と質の向上が期待される。この競争的環境は、双方のサービス向上を促し、最終的には利用者利益に資するものと考えられる。

これらの改革案は、家裁を中心とした紛争解決システムの総合的な再構築を目指すものである。国民的な議論が求められると考えられ、容易とは考えないが、必要性・喫緊性は高いと考える。

7. おわりに

言うまでもなく、裁判所における調停制度は、日本社会における問題解決に非常に大きな貢献をなしてきた。いわば、市民のモラルあるいは道徳の感覚と法制度をうまくすりあわせる役割を果たしてきた。だからこそ、適切に西欧的な価値観を取り込みつつ、社会としての発展をもたらしてきた。その意味において、調停制度は日本の近代化を成功させた一つの原動力とさえ言える。

しかしながら、調停制度はその果たしてきた役割の大きさに比べ、理論的な検討、社会科学的分析、国際比較に基づく現代化などの観点で、改善のための取り組みが十分になされてきたとは言えない。その結果として、市民が求める手続ニーズと提供できているサービス水準のギャップの観点で課題感が生じている。とはいえ、これまでの蓄積や現在果たしている役割を過小評価することもまた誤りである。調停制度そのものをフェアに捉え直し、現在及び未来の社会にとってあるべき姿を構想し、これからどう改善のために着手していくべきかを考えるべき時が来ているように思われる。